



おきなわ



ラテン語で勝者に栄光あれ

沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1、使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2、公正

品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。

3、研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙説明（沖縄シリーズ）

興南高校大優勝旗展

興南高校が県勢初の夏の甲子園優勝と史上6校目となる春夏連覇の偉業を記念して深紅と紫紺の優勝旗を展示する「大優勝旗展」が県立博物館・美術館で9月12日から20日までありました。

深紅の大優勝旗 初めて沖縄に渡った夏の優勝旗は、西陣織でつづれ織りと言う技法が使われ、ハトと月桂樹がデザインされており、大きさは縦106cm、横151cm、重さ9.5kg、勝者に栄光あれという意味「VICTORIBUS PALMAE」の文字が描かれている。

紫紺の大優勝旗 春の優勝旗は、1999年の沖縄尚学高校の選抜初優勝、2008年の優勝に続いて、3度目。金糸銀糸による総刺繡で、正絹のより糸を紫紺に染め抜き西陣で織り上げられ、大きさは、縦90cm、横135cm、重さは2.5mの櫻の木製の旗竿を含めて20kg、沖縄尚学高校のペナントも見えるように飾ってありました。

写真、説明提供：（総務・広報部理事 系数 厚）



目 次

第46回沖縄会定時総会挨拶	会長 宮城朝光	1
祝辞	那覇地方法務局長 永井行雄	2
祝辞	日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡直武	4
市長挨拶	那覇市長 翁長雄志	7
日本土地家屋調査士会連合会		
九州ブロック協議会平成22年度定時総会挨拶 …	会長 宮城朝光	8
祝辞	福岡法務局長 寺島健	10
祝辞	那覇地方法務局長 永井行雄	13
祝辞	日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡直武	15
祝辞	沖縄県知事 仲井眞弘多	17
市長挨拶	那覇市長 翁長雄志	18
総会挨拶	九州ブロック協議会会长 西龍一郎	19
土地所有紛争の事例		
中部支部 菅野貫司	21	
インターンシップを受け入れて		
宜野湾支部 伊波学	31	
会だより	33	
平成22年度 第1回 理事会		
平成22年度 第46回 定時総会		
九州ブロック協議会平成22年度定時総会・懇親会		
平成22年度第2回常任理事会、第1回支部長会議		
記念事業 完全復元伊能地図展		
会員の趣味・特技	41	
編集後記	42	



平成22年度第46回定時総会挨拶

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城朝光

皆さんこんにちは。あいさつを申しあげます。無事総会の議事は滞りなく終わり式典を残すのみとなりました。本日ここに沖縄県土地家屋調査士会の第46回定時総会の開催にさいし、永井那覇地方法務局長殿をはじめ、那覇市の仲村副市長殿、日本土地家屋調査士会連合副会長関根一三殿、さらに多数のご来賓の皆さま方には公務ご多忙の折にも係わりませずご臨席を賜り、誠にありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げます。また、会員の皆様におかれましても宮古・八重山をはじめ、沖縄本島各地からご参集いただき、本総会を盛大に開催できましたこと心から御礼を申し上げる次第であります。さて、土地家屋調査士を取り巻く状況は規制改革・司法制度改革・行財政改革の影響を受けて大きく変化しておりますが、昨年は100年に一度という世界同時不況に見舞われ苦しい1年でありました。国民の期待の大きかった鳩山政権の誕生で景気回復に向かうものだと思ってましたが、ギリシャの問題が世界経済に悪影響を及ぼし不安材料となっています。昨年の新設住宅着工数も全国平均で前年比マイナス27パーセントに減っています。さらに人口も徐々にではあるが減少しているので、今まで建物表示登記や土地分筆登記に代表されるような調査士業務は減っていくものと思われます。全国的には国土調査に境界の専門家である土地家屋調査士の活用が図られるように活発に活動をしているが、沖縄においては99パーセント国土調査も終了しており、業務拡大としては土地家屋調査士会ADRにおける代理業務や

筆界特定制度における代理業務の円滑な推進を図り、県民に対する両制度の啓発活動を行うことにより業務拡大につなげたい。また、法務局の筆界特定制度に筆界調査委員として32名の土地家屋調査士がかかわっており、筆界特定制度が土地家屋調査士と県民に使い勝手の良い制度になるよう、那覇地方法務局の筆界特定室と調査士会の境界問題相談センターは連携できるよう努力したい。また今年は調査士制度60年に当たり、調査士制度が国民の誰もがわかるようにアピールするために日調連で全国放映のテレビドラマを作成することに決定しています。今まででは国民のほとんどが土地家屋調査士の制度を知らなく、現場に行けば測量士さんと言われても、面倒くさいので調査士についての説明もしなかったのが現状ではなかったでしょうか、最近では国の機関でも調査士と測量士の業務の違いが分からなくトラブルになったことがありました。その後、日調連では国の各機関に対して調査士業務の適正な発注と理解を求め啓発活動をしているところです。この事は日調連だけの問題ではなく、個々の調査士が自分の資格に誇りを持って業務のたびに説明をしていく必要があると思います。

終わりに当たり、本総会で議論したことが会員各位のご協力とご理解によりまして今後の沖縄県土地家屋調査士会の将来に向け意義ある総会になるよう祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。



祝　辞

那覇地方法務局長 永井行雄

本日、第46回沖縄県土地家屋調査士会定時総会が開催されるに当たり、県内各地の会員の皆様に直接お目にかかるお祝いの言葉を述べる機会を得ましたことを大変光栄に思います。

貴会及び会員の皆様方には、平素から登記事務を始めとする当局の所掌事務の円滑な運営に、格別の御協力とご支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、土地家屋調査士制度の充実・発展のために日々ご尽力され、着実にその成果を挙げておられます。これは、ひとえに会員の皆様が土地家屋調査士としての社会的役割と使命を強く自覚され、国民の信頼と期待に応えてこられた賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

また、先ほど、多年にわたり土地家屋調査士業務に従事された会員の方々を表彰させていただいたところですが、受賞されました方々の今までのご苦労とご努力に対し、敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、なお一層のご活躍を祈念いたします。

本日は、せっかくの機会でありますので、現在の法務局を取り巻く情勢について、若干紹介させていただきたいと思います。

第一に、法14条地図作成作業についてで

あります。

本年度は、那覇市高良一丁目、二丁目地区の面積0.24平方キロメートル、筆数1,230筆について14条地図作成作業を予定しておりますので、同作業の円滑な実施のため、皆様方のご協力を賜りますようこの場をお借りしてお願い申し上げます。

第二、筆界特定制度についてであります。

筆界調査委員の皆様には、本制度の円滑な運用に御協力と御支援をいただいていることにお礼を申し上げます。お陰様をもちまして、筆界特定事件は順調に処理できております。しかし本制度創設から4年が経過しましたが、最近の事件数を見てみると、筆界特定制度の利用はやや低調な状況にあります。

そこで制度のより一層の普及・定着を図るとともに、筆界特定事件の積極的な掘り起こしのため、本年11月14日に沖縄県立博物館・美術館において、筆界特定に関するイベントを開催したいと考えております。このイベントを盛り上げるため、皆様方の御協力と積極的な御参加をお願い申し上げます。

第三に、オンライン申請についてであります。

オンライン申請については、政府において「オンライン利用拡大行動計画」が平成

20年9月12日に取りまとめられ、比較的早期に効果が現れやすい登記事項証明書の交付請求や株式会社登記の申請について政府目標として、平成23年度末の目標を57%、不動産登記申請を含む登記手続き全体については、平成25年度末の目標値が71%と設定されたところであります。

オンライン申請の利用拡大に当たっては、最大のユーザーであります皆様方の御協力なくしては、目標利用率の達成は困難でありますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

第四に、乙号事務の包括的民間委託についてであります。

乙号事務の包括的民間委託は、昨年4月から始まり、本年4月には全国303の登記所で実施しています。

当局管内では、平成21年4月から本局登記部門及び宜野湾出張所において実施し、本年4月からは、沖縄支局及び名護支局においても実施しています

来年度には、宮古島支局及び石垣支局で実施する予定であります。

以上、法務局を取り巻く情勢について何点か申し上げましたが、私ども法務局いたしましては、今後とも、適正・迅速な事務処理を行ない法14条地図作成作業を始め、表示登記に関する重要施策に積極的に取り組んでまいる所存でございます。こうすることが、国民の皆様の負託に応えることになるものと考えております。どうか、土地家屋調査士の皆様方におかれましても、その社会的役割がますます重要視されている折から、法務局との連携をさらに強化していただき、今後とも、引き続き御尽力いただきますようお願い申しあげます。

最後に、本総会の御盛会を祝し、沖縄県土地家屋調査士会の今後ますますの御発展と、会員の皆様方のご健勝・ご活躍をお祈り申し上げまして、私の祝辞とさせていただきます。





祝　辞

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

本日ここに、那覇地方法務局長殿を始め、多くのご来賓の方々をお迎えして、沖縄県土地家屋調査士会の第46回定時総会が盛会に開催されましたことを、お祝い申し上げます。

日頃、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解・ご支援を賜り、改めて感謝の意を申し上げます。

お蔭をもちまして、平成21年度の連合会の事業は、概ね所期の目標を達成することができたものと思っております。

さて、今年は、土地家屋調査士制度制定60周年に当たります。同じく、表示登記制度創設50年を迎える年でもあります。これまでの60年、50年の長きにわたり土地家屋調査士制度と表示登記制度の充実発展にご尽力いただいた諸先輩に、まずもって、深甚なる敬意と心から感謝を申し上げますとともに、この節目の年を機に、全国の会員が心を一つにしてあらゆる困難を克服し、心新たに両制度の更なる充実発展を図り、広く市民社会に有用とされる専門資格者であり続けなければならないと誓う年にしたいと考えております。

この節目の年にあたり、連合会では、6月の記念式典を始めとして、10月の記念シンポジウム、全国一斉表示登記相談会など、様々な記念行事を計画しております。これ

らの行事は、皆様のご協力をいただきながら実施することになりますが、それぞれがより良い姿で実施され、また、これから土地家屋調査士制度にとって実りあるものとなりますよう全力で取り組む所存でありますので、何卒、ご協力のほどお願ひいたします。

連合会では、昨年度に引き続き、制度対策本部と各部等との連携のもと、土地家屋調査士制度に深く係わる諸制度の改革の対応に積極的に取り組みますとともに、必要であれば「プロジェクトチーム」を組成し活動してまいりたいと考えております。

まず、土地家屋調査士の業務領域の拡大に向けた取組みを推進してまいります。

登記所備付地図作成作業に関しましては、「法務省改・新八か年計画」の策定を受け、各会にあてて、情報提供を行うとともに、地図に対応する部署の新設や関係諸機関との連携強化をお願いしているところであります。

国土調査に関しましては、「六次十箇年計画」が策定されるところでありますが、本年3月の国土調査法及び国土調査促進措置法の改正に関する国会審議において、土地家屋調査士の活用の有用性、議員の質問のみならず、大臣答弁においても言及されております。今後は国土調査事業に対する

私たちも土地家屋調査士の受託態勢の整備が目下の課題であり、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

これらに加えて、会員の事務所経営基盤の安定化に向けて、例えば、未登記建物解消キャンペーンの推進、不動産登記制度の適切な活用による市民社会の安心や取引の安全の確保の重要性を訴えるなど、基盤業務の掘り起こしを図るとともに、経済不況を受けて民間の不動産所有者等からの委託事案が減少する中にあって、公共嘱託登記関連業務の受託環境を整備するべく、引き続き精力を傾注してまいります。

次に、司法制度への参画の観点から取り組んでまいりました「境界問題相談センター」については、今や、全国土地家屋調査士会の8割に相当する43会で設置され、そのうち38会が土地家屋調査士法に基づく法務大臣の指定を受けており、国民の利便に供する体制が全国的に整いつつあります。また、現在まで、大阪土地家屋調査士会を始め9会が、いわゆる「ADR法」に基づく法務大臣の認証を受けておりますが、本年度においても、認証の取得に向けて準備を進めている土地家屋調査士会があると聞き及んでおります。連合会としましても、これを、全面的に支援してまいります。

近年になって、法定業務とされました土地家屋調査士会 ADRにおける代理業務や筆界特定制度における代理業務の円滑な推進のための取り組みを図りますとともに、筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADRの連携につきましては、昨年2月から、法務省とブレーンストーミングを開催するなどして、検討を重ねてまいりましたが、本年3月に、その取りまとめがされ、皆様方に

お知らせしたところであります。今後は、各法務局及び地方法務局において実施している筆界特定制度との連携に向け、必要な取組みを進めていただきますようお願ひいたします。

「土地家屋調査士倫理規定」につきましては、昨年の連合会定時総会において決議をいただき、その後におきましても、各土地家屋調査士会において積極的に研修会等を開催していただくとともに、各ブロック協議会の開催に係る「総務・研修・社会事業担当者会同」において、連合会としての説明をさせていただき、その周知を図ってきたところであります。来月開催されます第67回連合会定時総会において、同規定を連合会会則に位置付けるべく、ご審議いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

オンライン登記申請の活用は、日常業務の効率化にとって不可欠のものでありますので、各ブロック協議会のオンライン登記申請促進組織及び各土地家屋調査士会のオンライン申請促進委員会におかれましては、本年度も引き続き積極的なご対応をいただきたいと考えており、連合会としましても、オンライン登記申請の促進に、鋭意、取り組んでまいる所存であります。

他に、研修部関連の「いわゆる土地家屋調査士 CPD」に関するもの、特別研修の実施状況、社会事業部関連の「関係諸機関が発注する業務等に関する情報提供を積極的に行ったこと。官公署等に土地家屋調査士業務の適正な発注について理解を求めるため、二種類のパンフレットを作成し、送付趣旨を記載した文書とともに官公署等へ送付したこと。」など、申し上げたいこと

は多々ございますが、詳しくは、6月の定期総会のときとさせていただくこととします。

土地家屋調査士制度を取り巻く環境には、依然として厳しいものがありますが、いつの時代におきましても、社会の要請に応え、国民の信頼に応えることができる土地家屋調査士であるために、連合会は、会員の地位の向上と土地家屋調査士制度の充実・発

展に全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟であります。

沖縄県土地家屋調査士会並びに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様の益々のご健勝と沖縄県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。





市長あいさつ

那覇市長 翁 長 雄 志

沖縄県土地家屋調査士会 第46回通常総会の開催にあたり、ごあいさつ申し上げます。

沖縄県土地家屋調査士会におかれましては、日頃より、調査・測量業務等を通じて本市の公共施設の整備促進等に大きくご貢献いただきしております、心より感謝申し上げます。

さて、公共施設、基幹インフラ整備における土地の調査、測量、登記は、精確さ、迅速さが求められる、たいへん責任の重い専門業務であります。

復帰後38年が経った現在も、沖縄の特殊事情に伴い、土地の未確定地域がいまだに存在している状況でございます。また本市では、安心、安全で快適な市民の暮らしや産業活動を支える基幹インフラ整備として、石嶺線など6路線の道路の整備や、石嶺、久場川、宇栄原各市営住宅の立替え事業を進めているところであります、今年度は大名市営住宅の基本設計にも着手する予定となっております。

会員の皆様におかれましては、今後とも市民財産保全並びに、本市業務の円滑な推進のためご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。本市におきましては、去る4月3日には、待望の「沖縄セルラースタジアム那覇」が華やかに落成し、来月に

は35年ぶりのプロ野球公式戦が、来年の2月には、読売巨人軍の春季キャンプが予定されており、多くの市民が心待ちにしているところであります。

そのようななか本市では「いい暮らしそり、楽しい暮らし」のために「協働によるまちづくり」を推進しているところであります、貴会並びに会員の皆様のお力添えをこの場をお借りしてお願ひいたします。

結びに、第46回定期総会のご盛会と、沖縄県土地家屋調査士会の今後ますますのご発展、そして会員各位のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。





九州ブロック協議会 平成22年度定時総会挨拶

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城朝光

皆さんこんにちは。開催地の会長としてあいさつを申しあげます。日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会役員の皆さん沖縄に来ていただき心より歓迎申し上げます。また、休日の日曜日にもかかわらずご臨席いただいた御来賓の皆様には心よりお礼を申し上げます。

今土地家屋調査士を取り巻く状況の中で日調連及び全国土地家屋調査士政治連盟が民主党や自民党に要望しているのは第一に法務省が実施する登記所備付地図作成作業の推進と国土交通省が所管する地籍調査事業の推進、新たに制定される第6次国土調査10箇年計画への専門家活用であります。しかし沖縄県においては国土調査は99%の達成率であり、今後に期待できるものではありません。

また法務省の14条地図の対象となる地域も沢山はありません。折角の機会ですので沖縄における公図や地図のことについて話したいと思います、本土の公図は明治6年から14年にかけての地租改正時にできた公図からだと思いますが、沖縄においては明治32年に沖縄土地整理法を制定し明治36年にかけて公図が出来上りました。しかし、宮古・八重山地域を除いて公図・公簿のほとんどが去る大戦において消失しました。

戦後は昭和21年に土地所有権認定事業が実施され一応の地籍整備がなされました、その成果は拙速的に作成されたため、不正確で不備欠陥の多い公図、公簿となっており、そのため、琉球政府は、より正確なものを作るため昭和32年に国土調査法を母体とした土地調査法を制定して昭和35年から地籍調査を積極的に推進し、

更に昭和47年の復帰後は国土調査法に基づいて継続して地籍調査を実施してまいりました。

一方、国土調査法による地籍調査が困難な米軍基地を含む位地境界が不明な地域は、昭和52年に「沖縄県の区域内における位地境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」が制定され、集団和会方式により大部分の地域の地籍が確定されました。以上の地籍調査により作成された「地籍図」はその写しが法務局に送付され、不動産登記法第14条地図として備え付けられております。従って沖縄県土地家屋調査士会は新たな事業に期待するのではなく出来上がった地籍図に対して適切な対応を推進したい、特に昭和35年から昭和47年ころにかけて作成された地籍図は全体の70%もあり、誤差も限度ぎりぎりものが多数見受けられる、また、当時使用した

基準点を国土地理院が改測したところ最大で50センチ程のずれが確認されています。そのような地籍図を正確に読み取り制度の高い測量で境界を復元することは図面の持っている誤差ごと復元することになり新たな地図混乱地域を増やすことになりかねません。そのようなことを未然に防ぐために、公共測量を発注する公共機関は境界にかかる測量には境界の専門家である土地家屋調査士の活用を推進していただきたいと思います。

さらに、沖縄県土地家屋調査士会としては、土地家屋調査士の目的とするところの、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するということを念頭に置き、筆界特定制度や境界問題裁判紛争解決手続きであるADRに力を入れていきたいと思います。

終わりに当たり、本総会が会員各位のご協力とご理解によりまして九州ブロック協議会の将来に向け意義のある総会になるよう期待しまして、私の挨拶とさせていただきます。





祝　辞

福岡法務局長 寺 島 健

本日、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会平成22年度定時総会にお招きをいただき、お祝いを申し上げる機会を得ましたことを、大変光栄に存じます。

皆様方には、平素から、不動産の表示に関する登記手続きを通じ、不動産登記制度の充実・発展と法務行政の円滑な推進に、格別の御理解と御協力を賜っているところであります。この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

ところで、我が国における土地家屋調査士制度は、土地家屋調査士の皆様方が、不動産登記制度を通じて、土地・建物の現況を正しく公示し、取引の安全を図るという崇高な理念とたゆまぬ御協力によりまして、国民各層からの高い評価と信頼を勝ち得られ、今日の充実・発展を遂げてまいりました。

貴協議会におかれましては、九州ブロックの中心的指導機関として各県会相互の緊密な連携の下、各県会の発展に大きく貢献されるとともに、ますますの御発展を続けられているところであります。本年度の総会が、このように盛大に開催されましたことを、心からお慶び申し上げます。

さて、本日は、せっかくの機会でありますので、登記行政を取り巻く情勢について若干申し上げ、御参考に供したいと存じま

す。

1つは、地図等の電子化についてであります。

平成18年8月に水戸地方法務局を皮切りに導入を開始した地図情報システムについては、本年度中に全登記所に導入が予定されております。

地図情報システムは、登記情報システムと連動させることにより、国民の利便性の向上や事務の効率化に資するほか、インターネットを利用した地図情報の提供やオンラインによる地図等の証明書の送付請求など、新たな行政サービスの提供が可能となります。

福岡法務局ブロック管内においては、昨年度末現在で、77府のうち、57府において運用を開始しているところであります。

また、地積測量図等の各種図面の電子化についても、平成23年度末までに完了する予定で作業を進めており、福岡法務局ブロック管内では、本年5月6日現在、8局28府ですでに事務処理を開始しております。なお、地図証明書及び図面証明書の情報交換サービス対象府については、本年5月6日現在で、全国19局31府となっており、福岡法務局ブロック管内では、6局15府で運用を開始している状況にあります。

さらに、和紙公団の電子化作業について

であります。昨年度、福岡法務局ブロック管内では、7局17庁において電子化作業が完了し、運用を開始しております。本年度も、ブロック管内で8局21庁の電子化作業を計画しているところであります。

次に、オンライン申請手続きについてであります。

オンライン申請に関しては、平成20年7月までに、すべての登記所においてオンラインにより登記申請が行える体制整備が完了いたしました。

政府全体としてのオンラインの利用の促進については、平成18年1月にIT戦略本部が決定したIT新改革戦略において、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を平成22年度までに50%以上とすることが掲げられたことから、法務省としても、「オンライン利用促進のための行動計画」を策定・公表したところです。このうち「登記」については、平成19年4月からオンラインによる登記事項証明書の送付請求手数料について、平成20年1月からはオンラインを利用して申請する場合の登録免許税について、それぞれインセンティブ措置が採られることとなりました。さらに、オンラインによる不動産登記の申請については、平成20年1月から開始された送付書面の持参又は郵送を認めた、いわゆる「特例方式」を導入するなど、オンライン申請の普及促進に努めて来たところであります。

このような状況の下、平成20年9月には、オンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」が政府のIT戦略本部で決定され、「登記」のオンライン利用率については、平成25年度末まで

に、「71%」という更に高い目標値が掲げられたことから、オンラインにより請求された登記事項証明書等を専用の私書箱等を利用して交付する、いわゆる「私書箱方式」を昨年6月末をもって全国の登記所で実地したところであります。

さらに、オンライン申請の利用促進の一つである登録免許税のインセンティブ措置では、建物の所有権保存登記について、本年1月以降、前提となる建物の表題登記の申請をオンラインで申請した場合に限って、減免措置の対象とするなど、一定の制限を加えた上で、平成23年3月まで延長されたところであります。

ところで、オンライン申請については、法務省の汎用受付システムの障害などにより利用者の皆様には大変御迷惑をお掛けしたことなどを踏まえ、法務省においては、増加を続けるオンライン申請に対応可能な処理性能、拡張性及び安定性などに優れた「登記・供託オンライン申請システム」を開発中でしたが、その開発に一定の目処が立ち、現在のところ、平成23年2月14日から、不動産登記、商業・法人登記、債権譲渡登記及び動産譲渡登記の4手続きについて、同システムの運用を開始する予定としています。

貴協議会におかれましては、今後とも、オンライン申請の利用促進に、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてであります。筆界特定制度については、運用開始から4年が経過し、福岡法務局ブロック管内においては、この制度の導入から本年4月末日現在までに、1,144申請1,897手続きと当初

の予想を大きく上回る筆界特定申請が提出されており、この制度に対する国民の関心の高さと期待がうかがえるところであります。

皆様御承知のとおり、筆界特定制度は、国民に安価な費用負担で、迅速かつ公正に筆界を特定するサービスを提供し、紛争解決に資することを目的としており、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界特定登記官が、土地家屋調査士等の専門家中から任命される筆界調査委員の調査結果及び意見等を踏まえ、筆界を特定するものであり、表示登記制度や地図に関する実務に大きな影響を与える画期的な制度であります。

筆界調査委員あるいは筆界特定申請手続の代理人として、制度の運営に積極的に関与してこられた土地家屋調査士の皆様とともに、この画期的な制度に対する国民の期待と信頼が一層揺るぎないものとなるよう努めていきたいとおもいます。

次に、登記所備付地図の作成作業についてであります。

法務省と国土交通省が協力して推し進めている、平成15年6月のいわゆる「平成地籍整備」の方針は、政府の重要施策として位置付けられているところですが、この一つとして、法務局では、不動産登記法第14条地図の作成作業に取り組んでおり、平成16年度から平成20年度までの間に総面積で約46平方キロメートルの地図を整備いたしました。

また、福岡法務局ブロック管内におきましては、皆様方の多大な御協力を、いただき、平成21年度は福岡、大分、熊本、鹿児島の4局で実施した結果、総面積で約1.07

平方キロメートルの地図を整備することができました。

本年度は、新たに策定されました「登記所備付地図整備作業改・新8か年計画」に基づき、福岡法務局ブロック管内におきましても、全8局で総面積2,71平方キロメートルについて実施することとしております。

以上のように、登記行政を取り巻く情勢は、時代の要望とともに、めまぐるしく変動し、多様化してきております。登記制度が、私法秩序の基盤としての役割を十分に果たすとともに、取引社会のニーズに的確にこたえ、信頼される制度としてこれからも発展していくために、皆様方の一層の御理解と御協力をいただきたいのであります。

皆様方土地家屋調査士は、国民の高い評価、信頼を受けて、その活動の範囲が拡大されてきているところであります、国民の期待とニーズはますます高まっているところであります。今後とも、土地家屋調査士業務の適正な取扱いに御留意され、御研さんを重ねていただきまして、その地位の一層の向上に努めていただきますよう、お願ひいたします。

結びに、日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会の更なる御発展と会員の皆様方のますますの御隆盛と御健勝を祈念申し上げまして、祝辞といたします。





祝　辞

那覇地方法務局長 永井行雄

本日、ここ沖縄県那覇市におきまして、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会の平成22年度定時総会が、九州各地から御参集された多数の会員の皆様の御出席の下、盛大に開催されること、心からお慶び申し上げます。

また、本総会にお招きいただき、開催地の地方法務局長としてお祝いの言葉を申し上げる機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

せっかくの機会でありますので、当那覇地方法務局管内の情勢について3点ほど御紹介させていただきたいとおもいます。

第1点目は、当局管内の概要についてであります。

沖縄県は、九州の南から台湾の間に連なる南西諸島の南半分を占める琉球列島に属する大小160の島々から構成されております。そして、これらの島々は、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及んでおります。この広さは、本州、四国、九州を合わせた面積の約半分に相当します。この広大なエリアを、本局と4つの支局、1つの出張所で管轄いたしております。

当局におきましては、職員一人一人が国民目線に立ち、親切、正確、スピーディー

な事務処理を最優先として行政サービスの更なる向上に向け一丸となって取り組んでおります。

第2点目は、当局管内における筆界特定事件等についてであります。

当県内の土地家屋調査士の皆様には、筆界調査委員会あるいは筆界特定申請手続の代理人として、制度の円滑な運用に御支援と御協力をいただいており、お陰様をもちまして、筆界特定事件は順調に処理できております。

今後、この制度の更なる普及・定着を図るとともに、筆界特定事件の積極的な掘り起こしのため、当局独自の取組として、本年9月の日曜日に、管内の全登記所一斉、すなわち、県下一斉に筆界トラブル等に特化した相談所を開設することとしております。そして、11月14日の日曜日には、那覇市内の沖縄県立博物館・美術館において、筆界特定に関する公開討論会等のイベントを開催することとしております。このイベントの開催に当たりましても、県内の土地家屋調査士の皆様方の御支援・御協力を賜ることができれば、幸甚に存じます。

第3点目は、当局管内における登記所備付地図の作成作業についてであります。

本年度、当局におきましては、那覇市内

の南方面の住宅密集地、面積0.24平方キロメートル、筆数1,230筆について登記所備付地図の作成作業を実施いたしております。去る5月30日の日曜日に対象地区の地権者に対する説明会を開催しましたところ、多数の方々に御参加をいただき、無事、説明会を終え、順調に本事業のスタートを切ったところであります。

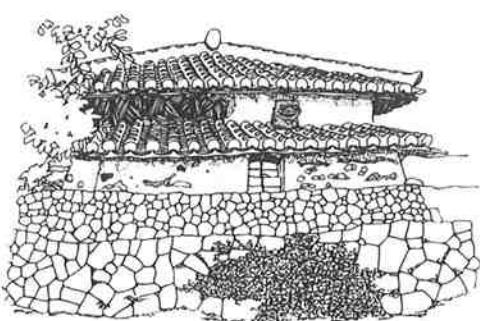
今後は、本事業の成果が、地域住民の利便性の向上と円滑な不動産取引に資することができるよう、成功に向け全力を尽くす所存であります。

以上、当局管内の情勢について申し上げましたが、当那覇地方法務局は、今後とも、表示登記に関する重要施策に局の総力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。どうか引き続き、御支援のほどよろしくお願い申しあげます。

皆様方の中には、この度初めて沖縄にいらした方、あるいは何度目かの方もいらっしゃると思います。日本最南端のここ沖縄県は、亜熱帯海洋性の気候に恵まれ、美しい珊瑚礁をはじめ自然豊かな島国です。

アジア大陸に近く、古くから海外交易が盛んに行われたことから、独自の歴史や文化が息づいています。琉球王国時代の遺跡をはじめ、琉球王国の面影を残す伝統工芸や芸能、独自の慣習や料理などを十分御堪能いただき、沖縄の良き理解者となつていただければ大変嬉しく思います。

最後になりましたが、日本土地家屋調査士連合会九州ブロック協議会の更なる御発展と会員の皆様方のますますの御活躍と御連勝を祈念いたしまして、祝辞といたします。





祝　辞

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

本日ここに、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会の平成22年度定時総会が盛会に開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。

日頃は、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、貴ブロック協議会並びに傘下各土地家屋調査士会のご理解・ご協力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

お蔭をもちまして、平成21年度の連合会事業は、概ね所期の目標を達成することができたものと思っております。

さて、各土地家屋調査士会の総会でも申し上げましたが、今年は、土地家屋調査士制度制定60周年に当たります。また、同じく、表示登記制度創設50年を迎える年でもあります。これまでの60年、50年の長きにわたり土地家屋調査士制度と表示登記制度の充実発展にご尽力いただいた諸先輩に、まずもって、深甚なる敬意と心から感謝を申し上げますとともに、この節目の年を機に、全国の会員が心を一つにしてあらゆる困難を克服し、心新たに両制度の更なる充実発展を図り、広く市民社会に有用とされる専門資格者であり続けなければならぬと誓う年にしたいと考えております。

この節目の年にあたり、連合会では、本月の記念式典を始めとして、10月の記念シ

ンポジウム、全国一斉表示登記相談会など、様々な記念行事を計画しております。これらの行事は、皆様のご協力をいただきながら実施することになりますが、それぞれがより良い姿で実施され、また、これから土地家屋調査士制度にとって実りあるものとなりますよう全力で取り組む所存でありますので、何卒、ご協力のほどお願ひいたします。

さて、本年1月から3月にかけて、各ブロック協議会にてご開催いただきました「総務・研修・社会事業ブロック担当者会同」におきましては、各部事業につき説明を行うとともに、各土地家屋調査士会のご担当者様からご意見を伺わせていただきました。開催に当たりましては、ご多忙の中、会場準備等ご尽力いただき、誠にありがとうございました。本年度におきましても、ブロック担当者会同の開催を連合会の事業計画・予算（案）に盛り込ませていただいておりますので、後日開催されます連合会総会にてご承認いただきたくお願い申し上げます。

オンライン登記申請の活用につきましては、日常業務の効率化にとって不可欠のものでありますので、各ブロック協議会のオンライン登記申請促進組織におかれまして

は、本年度も引き続き積極的なご対応をいただきたいと考えており、連合会としましても、オンライン登記申請の促進に、鋭意、取り組んでまいる所存であります。

さて、制度創設以来、各ブロック協議会に何かとご支援・ご協力をいただいております土地家屋調査士特別研修につきましては、過去4回の実施により、合わせて3,853名のADR認定土地家屋調査士が輩出され、第5回につきましても、去る4月3日に無事終了したところであります。

また、昨年度「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」の開催を各ブロック協議会にお願いしておりますが、今後、ADR認定土地家屋調査士が増加していく中で、その後のフォロー研修がとても重要なことだと考えており、同研修の開催につきまして、特段のご配意をお願いいたします。

その他、毎年ご開催いただいております「ブロック新人研修」や「土地家屋調査士専門職能継続学習（いわゆる土地家屋調査士CPD）制度」実施など、ブロック協議会が持つ意義及びその役割は、大変大きなものがあると考えております。

ところで、来る6月23日、24日には、連

合会の第67回定時総会を開催いたします。昨年度の収支決算及び本年度の事業計画・予算（案）のほか、先のブロック協議会担当者会同等にてご説明させていただきました「土地家屋調査士倫理規程」を連合会会則へ位置付けるための連合会会則の一部改正につきまして、ご審議いただきたく、議案を上程させていただくこととしております。

さらに、定時総会開催期間には、先に申し上げましたとおり土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の一つとして、記念講演会・記念式典及び記念祝賀会を開催いたしますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。

土地家屋調査士は、新しい時代の不動産登記制度、新しい時代の土地家屋調査士制度を模索しながら、今までに変革の時を乗り切ろうとしているところでございます。それぞれの立場で知恵を出し合い、より良い制度に発展させていきたいと考えております。

結びに当たり、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会の益々のご発展とご列席の皆様の益々のご健勝を祈念して、お祝いの言葉といたします。





祝　辞

沖縄県知事 仲井眞 弘 多

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会の平成22年度定時総会が沖縄で開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、御臨席の九州各県の皆様におかれましては、日頃より不動産の表示登記の円滑な実施により、不動産に係る権利の明確化に努められ、また、公共事業用地の取得に係る不動産登記に必要な地籍測量図作成業務や登記申請手続業務などを通じ、公共事業の円滑な推進に大きく寄与されておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、今日の我が国の情勢は、人口減少と急速な少子高齢化、経済成長力の鈍化、国と地方のあり方の見直しなど課題が続出し、解決の道筋が不透明な混沌と変革の時代を迎えております。

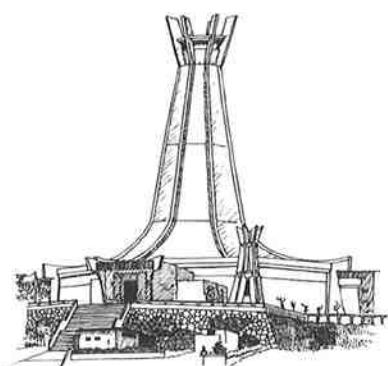
このような中、本年3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン」において、海洋島しょ圏である沖縄においては、県内・国内外を結ぶ交通ネットワークの確立・強化は、本県全域の持続的発展を支えていくための社会基盤として必要不可欠であるとしており、沖縄県においては、真に必要な公共事業は今後とも着実に推進していくこととしております。

公共事業の執行に当たっては、先ずは、

用地の取得が必要であり、登記の適正な処理について専門的な知識と能力を有しておられる貴協議会会員の御協力を得て、円滑な事業用地の取得に努めていきたいと考えております。

ここ沖縄県には、皆様御高承のとおり、世界遺産の首里城や今帰仁城跡をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」や平和祈念公園、美ら海水族館など多くの施設があります。皆様には、この機会に沖縄の歴史、文化、そして、青い空、碧い海、豊かな自然に触れていただき、本県への理解を深めていただくとともに、楽しんでいただければ幸いです。

結びに、定時総会の御盛会と、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会のますますの御発展並びに役員をはじめ、会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念申し上げ、お祝いのことばといたします。





市長あいさつ

那覇市長 翁 長 雄 志

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会平成22年度定時総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

九州各県の会員の皆様には、遠路はるばる那覇市までお越しいただき、心より歓迎申し上げます。

皆様ご承知のとおり、土地家屋調査士の業務は、国民の重要な財産を保全するため、土地・建物の調査・測量、登記申請業務を正確かつ迅速に行う事が求められる、たいへん責任の重い専門業務でございます。

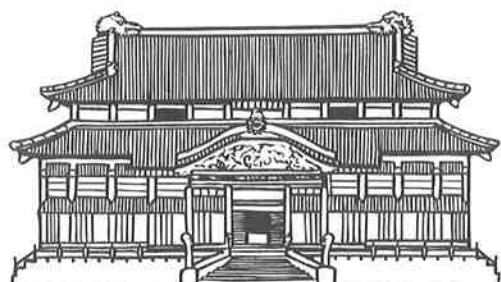
本市におきましても、土地家屋調査士会の皆様には、調査・測量業務等を通じて、公共施設や基幹インフラ整備の促進等にご尽力をいただき、敬意と感謝を申し上げます。

さて、本市は、人口31万人余を有する沖

縄県の県都であり、政治・経済・文化の中 心地でございます。かつては、海外との交 易によって栄えた「琉球王国」文化が華ひ らいた街であり、亜熱帯の風土や独特の文 化、歴史は、観光都市・那覇市の大きな魅 力、財産となっております。

市内には、世界遺産に登録されている 「首里城」や「識名園」など、数多くの文 化遺産や観光スポットがございます。この 機会に、大いに見聞を広めていただければ 幸いに存じます。

結びに、日本土地家屋調査士会連合会九 州ブロック協議会の今後ますますのご発展 と、本日の総会が実りのある会となること を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。





総会あいさつ

九州ブロック協議会 会長 西 龍一郎

本日は、福岡法務局局長 寺島 健様はじめ、那覇地方法務局長 永井局長、地元県・市自治体（玉城衆議院議員）日本土地家屋調査士会連合会より 大星 連合会副会長、西日本ブロック協議会の近畿・中国・四国各ブロック会長と「熊本なら遠慮するが、風光明媚な沖縄での開催であれば参加」となりました関東ブロック、中部ブロック等から多くのご来賓をお迎えして平成22年度九州ブロック定時総会を開催できますことに感謝いたしますと共に、平素より、土地家屋調査士会・公共嘱託登記協会・政治連盟等の活躍にご理解とご協力を頂き、高い席から誠に失礼とは存じますが、厚くお札を申し上げます。

本年度の当番会であります、沖縄会の皆様には、総会の準備・会場の設営にとご尽力頂き感謝を申し上げます。この一年間会長会議 担当者会同 ゴルフ大会 新人研修等 ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願ひ致します。

まずは、宮崎県の口蹄疫における畜産関係の甚大なる被害にお見舞いを申し上げ、一日も早い非常事態の終息を祈念致します。

また今日、沖縄県は、迷走する基地問題等で精神的にも大変な苦労をされていることと存じます。しかしながら、三線に合わ

せ唄い踊り、エイサーの太鼓に鼓舞されてエネルギーッシュに諸問題に取り組まれる姿には、尊敬の念を感じております。

ところで本年は、土地家屋調査士制度60周年、表示登記制度誕生50年の節目の年となっていますが、ここ10年程の間に、土地家屋調査士制度など専門資格者を取り巻く環境は、大きく変化をし、利用者である国民サイドの観点から「確かな倫理観や利便性・経済性」を期待できない資格制度、又、資格者内においても適切なサービスを提供できない会員は自然と淘汰される、なにか殺伐とした 競争社会へと仕組みがシフトされてきました。

また今現在、国の出先機関に関する事業仕分けの中に法務局も含まれており、今後の推移は予断を許さないところです。

このような中、表題登記申請の90%以上を取り扱う土地家屋調査士は、オンライン登記申請を促進し、14条地図作成には、積極的に関与し、地籍調査事業等にも、他省庁と共に地図整備やその維持管理への参画。

また、筆界特定制度やADR制度においても、筆界、境界の専門家として蓄積した知識や能力を、境界紛争の解決に役立て、社会に貢献できる体制の強化を図らなければなりません。

又、この他にも、不動産登記規則第93条但し書きによる、登記官の実地調査省略、そしてオンライン登記における送付情報の省略化を念頭においていた不動産調査報告書の高度化を行うことが土地家屋調査士制度環境の整備・確立への第一歩と思っています。

我々土地家屋調査士を活用頂く国民の負託に応えるためにも専門分野等の資質の向上、資格者としての倫理観の育成が求められていることから、九州ブロック協議会においては、担当者会同や新人研修をはじめ

各単位会との連携を深め CPD（専門分野継続研修）等の充実・整備に努め「表題部登記と境界問題のプロフェッショナル」として「変化を恐れず、進化していく」所存でございます。

関係各位の、土地家屋調査士制度への、ご理解とご支援をお願い申し上げ、意を尽くせませんがブロック協議会会长挨拶とさせて頂きます。

本日は、まことに有難うございました。





宜野湾市大山1丁目1596番地先白地の 土地の発生原因軍用地の登記手続きに 対する米軍の強制的関与の実態

中部支部 菅野貫司

第1 宜野湾市野嵩軍用地駐車場の登記の 実態

1 軍用地字野嵩1851番の登記の経緯

宜野湾市字野嵩軍用地駐車場内にある1851番他数筆の土地は、昭和37年（1962年）の地籍調査地籍図の成果で、昭和43年（1968年）、軍用地と民有地に分筆されたが、そこには、今日では到底理解しがたい登記の手続きがあった。

同じ日付で、軍用地と民用地2種類の地積測量図があり（資料5、6）、軍用地は、旧公団による地積で分筆の登記が為され、民有地は旧公団による地積で登記後、即ち、地籍図による地積に更正の登記が為されたのである。

以上は、平成20年5月、軍用地1851番の分筆の委託があり、43坪増加する地積の更正が必要になり分かったことである。

米軍が強制的に関与した実態があり、不正確な地積で軍用地契約が為されてしまった。

2 変則的登記の原因=1959年民政府指令第三号

軍用地の変則的登記は、1959年7月14日民政府指令第三号「米国が権利を保有又は取得する土地に関する登記について」（資料8）の以下の条項に基づく。

「米国が権利を取得しているすべての土地の公式の表示は、在沖米國陸軍工兵隊への変更承諾申請があった場合を除き、当該権利が取得された有効期間日現在のままでする。」

ただし、所有権の変更又は取得もしくは解放されない一筆の土地の残余部分の分割については、所轄登記所が工兵隊にその旨を通知するだけで十分とする。

この分割は、いかなる方法によっても、米国が保有する残余部分の地積及び境界線を変更しない。（筆者注：旧公団による地積が算定登記された。）

米国が権利を取得している土地については、分筆、合筆、地積増減、地目及び等級の変更を含むすべての土地表示変更申請はすべて工兵隊の認可を受けなければならない。この認可がないかぎり、いかなる登記簿及び等級台帳にも、このような表示の変更を

登記してはならない。（筆者注：旧公図による地積測量図に米軍管理者の認可のサインがある。）

この認可の申請は直接工兵隊に提出することができる。

工兵隊は、このような認可のすべてについて所轄登記所及び市町村に通知をする。

登記所及び市町村は、認可の通知を受け次第、登記簿及び土地台帳に必要な記載をする。

必要とされる工兵隊の事前の認可を得ないでなされた登記はいかなる効力も有しない。

土地所有者から申請があった場合、所轄登記所は、米国が権利を有しない部分に新しい地番付けるものとする。（筆者注：登記手続きに対する米軍の強制的関与）

第2 宜野湾市大山1丁目旧軍用地の登記の実態

米軍関与の変則的登記は、大山1丁目の旧軍用地（パイプライン）にも見られる。

1 1595番の分筆登記の経緯

野嵩軍用地駐車場と同じ構図である。同じ日付の2種類の地積測量図があり、軍用地1595番は、旧公図による地積で登記が完了する。民有地1595番2及び1595番3は、旧公図による登記後、即日、地籍図による地積に更正された。

1595番は解放後、平成5年、パイプラインの分筆で残地86m²の地積になったが、地

籍図による実積面積は202m²である。登記面積は当時の不正確な地積のまま、現在も引き継がれている。

2 1596番の分筆登記の経緯

軍用地1596番は、旧公図の地積で登記が完了。

民有地の1596番5は、旧公図による登記後、即日、地籍図による地積に更正され、1595番と同様の登記手続きに見えるが、しかし、地積測量図は作製の日付が違い、民有地の地積測量図には、地籍図にはない白地の区画がある。（資料23、29）

なぜ白地の区画を生じたのか。

おそらく、地籍図と一致する地積測量図で申請したが、米軍の認可を得られず、やむなく区画を訂正、申請をやり直した、と考えられる。

なぜなら、この地積測量図に限り同じ日付ではなく、旧公図の軍用地の地積測量図の日付より23日遅れた日付になっているだけでなく、地積測量図の白地を除く区画は、旧公図の形状に一致しているからである。

（資料29）

米軍の強制的関与は、地積だけではなく、区画にも影響があり、その結果、今日の土地所有の争いを引き起こしているのである。

第3 大山1丁目1596番地先白地の土地の所有者の回復

不動産登記法の登記手続きの基本原則は以下のとおりである。

「登記は、既にされている登記を前提として、適法な連續性、関連性を保つように積み重ねられていくという仕組みに成っている。

不動産登記法は、実体的権利関係に符合するように登記がされることを確保するために、登記申請書に一定の証明書類を添付することを要求するなど、幾つかの厳格な手続き要件を定めている。

そのなかで、最も重要なことは、登記が登記義務者（その登記をすることによって登記簿上不利益を受けることになる当事者）の意思に基づいてされるように手続き要件を定めていることである。」（登記研究671号「続民事訴訟と不動産登記一問一答」p166-179）

1 白地の土地が里道である可能性

宜野湾市大山1丁目1596番地先白地の土地（以下「本件土地」という。）の現況は、道路がなく、かつて道路であった痕跡もない。

土地所有権認定事業当時の旧土地台帳図にも、その後の1963年地籍図にも里道の形状はない。

白地の土地が生じる原因となった1969年地積測量図には、当時、里道であれば、求められていた管理者（琉球政府管財課及び大山自治会等）による境界の確認が為されていない。

以上の諸資料が示す事実において、「本件土地」が、里道である可能性を見いだすことはできない。米軍の強制的関与により

生じた可能性が高い。そうであれば、里道の可能性はまったくない。

しかし、宜野湾市は、「本件土地」について「里道として国から譲与を受けた」と認識する。

2 里道の譲与申請の事務手続き

宜野湾市が「本件土地」を里道として認識する根拠は、里道の譲与申請当時、登記所保管の地図（資料33）において、「本件土地」が無地番の長狭物と類似したからである。

里道の譲与申請の事務手続きでは、機能を喪失した里道を、「非譲与財産」に分類し、譲与を受けない選択もあり得る。

道路としての機能がない無地番の土地は、実体が民有地である可能性もあり、譲与申請を行うべきかどうか、現地調査と資料調査を行って検討する余地があったと考えられる。

なぜならば、地籍図は、「土地所有権の帰属を確定しない」旨の最高裁の判例があり、地籍図に無地番の土地があっても、里道であることの確定根拠にはならないからである。

3 「本件土地」の登記手続き

「本件土地」を生じた原因が、当時の軍用地に対する米軍の強制的関与にあったとしても、1959年民政府指令第三号に基づく「適法」な登記手続きであった以上、登記の連續性の原則から、その登記を前提に、

今後の登記手続きを進めていくことが必要になる。

(1) 「本件土地」の所有者の回復

1595番の1968年地積測量図（資料15）を前提にすると、「本件土地」は1596番の土地の一部であるから、1596番の土地所有者の所有地であるとして回復することも考えられる。

一方、1596番の1969年地積測量図（資料29）を前提にすると、「本件土地」は1596番の土地の一部でもなく、1595番の土地の一部でもないことになり、所有者が明らかでない白地の土地が横たわることになったとも考えられる。

(2) 「本件土地」の表題登記の申請

「本件土地」は白地の土地であるから、真正の土地所有者が明らかになれば、土地表題登記の手続きができる。

土地所有者を立証する証明書としては、

- ① 「本件土地の隣接地所有者による証明書」
- ② 「付近住民による証明書」
- ③ 「自治会長による証明書」

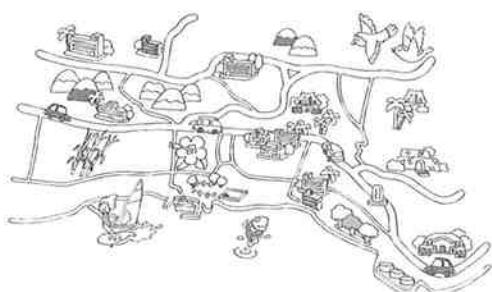
等々が考えられ、また、登記手続きにおいては、「その登記をすることによって登記簿上不利益を受けることになる当事者」の承諾を得ることに留意する必要がある。

宜野湾市は「本件土地」について、「里道として国から譲与を受けた」との認識であるから、「登記により不利益を受ける当事者」に該当する。

ただし、「本件土地」が国の所有地であった事が一度もなかったのであれば、宜野湾市もまた、「本件土地」の所有者であったことは一度もなかったことになるのであるから、実質的にも何ら不利益はなく、「登記により不利益を受ける当事者」には該当しないとも考えられる。

しかし、「不動産登記法は、実体的権利関係に符合するように登記がされることを確保するために、登記申請書に一定の証明書類を添付することを要求するなど、幾つかの厳格な手続き要件を定めている。」

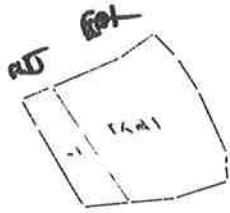
実態を確定し、正確な登記をするためには、「本件土地」について、真正の所有者により土地の表題登記が為されることについて「宜野湾市による承諾書」を添付することが必要になる。



資料5

地積測量図

地番	八木山
土地の所在	宜野湾市厚堅多知口念堂原

年
月
日一九六八年三月二十六日

作製年月日	作製者	申請人
一九六八年三月二十六日	土木部課題担当者	伊藤洋子

地	面積	積
112.51	21.5	306
112.51	26.3	625
112.51-1	10.7	

11 MAR 1968
Higashimomochi
1968.3.26



(琉球土地建物調査士会統一用紙)

縮尺 1/1200

資料6

地番	1251	地積測量図
土地の所在	宜野湾市厚寧野町念原	
作製年月日	一九六八年一月六日	作製者 宣野源吉
申購人	宮城真吉	宿舎
縮尺	1/500	平成22年12月25日

(琉球土地建物調査士会統一用紙)

資料15

地番	1993-2、1995-3
土地の所在	宜野湾市宇大山里利瀬原
作製年月日	1995年11月23日
作製者	口ザ布宇大山里太
土地建物調査士	田中義雄
申請人	宣野清志 宇大山信
宮城八重子	

図面

大田の通	横界に接するありせん
一五九三番	石川義雄
一五九五番	宮城八重子
一五九六番	宮城正健
一五九七番	呉屋良美
道路	宜野湾市

測量

1995年9月17日
宜野湾市土地課
宣野清志
宇大山里太
田中義雄
宮城八重子
宮城正健
呉屋良美
宜野湾市

縮尺

500

（複写機により作成） これは図面の写しである。
那覇地方法務局宜野湾出張所
登記官 町田宗真

平成21年7月7日

資料23

（複写機により作成）

二本の墨の書きである。

平成21年7月7日

宗田町登記官



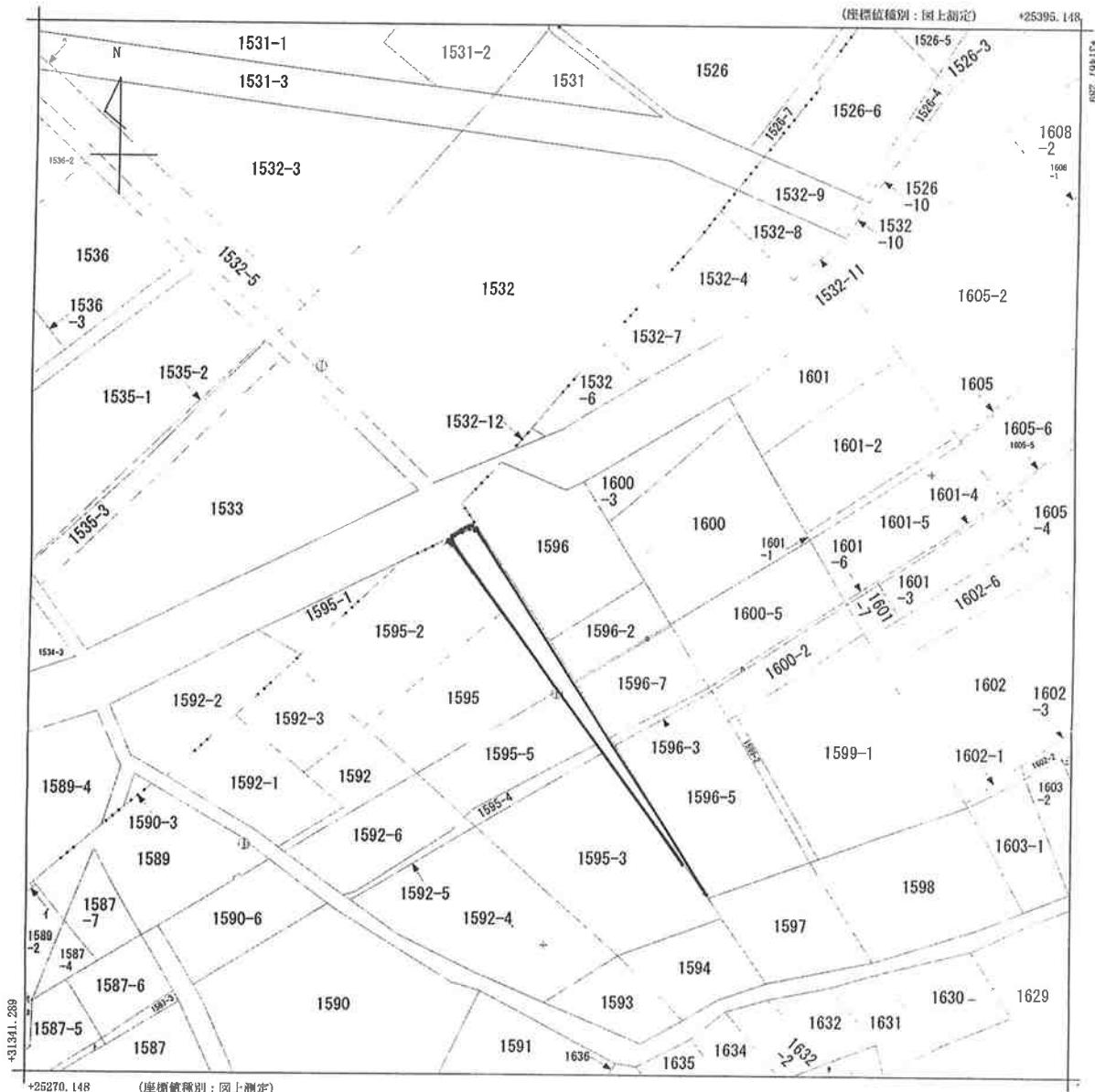
資料29

地番		1/400													
土地の所在 宜野湾市大字名利洋場															
<p style="text-align: center;">地積測量図</p>															
<table border="1"> <tr> <td>作成年月日</td> <td>一九八九年五月四日</td> <td>作製者</td> <td>宜野湾市土地課 調査士官城</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>申請人</td> <td>宣野勝、伊佐正健</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>申告</td> <td>伊佐正健</td> </tr> </table>				作成年月日	一九八九年五月四日	作製者	宜野湾市土地課 調査士官城			申請人	宣野勝、伊佐正健			申告	伊佐正健
作成年月日	一九八九年五月四日	作製者	宜野湾市土地課 調査士官城												
		申請人	宣野勝、伊佐正健												
		申告	伊佐正健												
<p style="text-align: center;">各面の面積と境界に相違の有無。 一筆を書く場合は、右の欄へ記入。空欄は(空)</p> <table border="1"> <tr> <td>北側面積</td> <td>1186-4</td> <td>東側面積</td> <td>1186-5</td> </tr> <tr> <td>南側面積</td> <td>1186-3</td> <td>西側面積</td> <td>1186-6</td> </tr> <tr> <td>合計面積</td> <td>1186-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				北側面積	1186-4	東側面積	1186-5	南側面積	1186-3	西側面積	1186-6	合計面積	1186-2		
北側面積	1186-4	東側面積	1186-5												
南側面積	1186-3	西側面積	1186-6												
合計面積	1186-2														
<p style="text-align: right;">(複写機により作成) これは図面の写しだある。</p> <p style="text-align: right;">(琉球土地建物調査士会統一用紙)</p> <p style="text-align: right;">平成21年7月7日 那霸地方法務局宜野湾出張所</p> <p style="text-align: right;">登記官 町田宗真</p>															

資料33

表示年月日 2009/08/05

イ	1589-5	ホ	1530	リ	1588-2
ロ	1596-6	ハ	1532-11	ヌ	1588-4
ハ	1600-4	ト	1587-2		
ニ	1603-3	チ	1633		



請求部 分	所在	宜野湾市大山一丁目					地番	1596番	
出縮尺	1/500		精度区分	甲三	座標系 番号又 は記号	X V	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日						備付 年月日 (原図)			補記事項



インターンシップを受け入れて

宜野湾支部 伊波 学

本年5月に沖縄県土地家屋調査士会より「インターンシップ（企業実習）の受け入れについて」の案内があり沖縄国際大学より依頼があったことを知りました。

以前より、他会の会報誌などで広報活動として大学生・高校生への出前授業や沖縄会でインターンシップ受け入れ等があるのは分かっていましたが、目の前の仕事に追われ受け入れする態勢が出来ていませんでした。

今回は、自己研鑽を目標に受け入れることを決め、早速申し込みをしました。しかし、どのように実習を進め、どのように指導するべきか、業務内容を書き出し「法務局へ行って…あれと、これとさせて…」などいろいろな考えが出来てしまい実習内容をどのようにするか、迷っていました。

しかし、2週間（10日間）の間に出来ることは知っている、難しく考えずに、もし指導方法が間違っていれば実習生からの反応で分かるだろう、逆に評価してもらおうと思うようになりました。

運良く、公嘱業務を受注しており、調査業務から測量業務、成果作成業務まで土地家屋調査士業務の一連作業を経験させることができました。

学校でもパソコンでの実習があるようで、パソコンを使っての写真整理等はスムーズ

にこなしていました。

最後の日には、分筆登記申請をオンライン申請で行い、法務局への添付書類提示まで経験させることが出来ました。次ページは、実習生から届いた報告書です。

終わりに

この様な個人事業所でのインターンシップでは組織的な活動等の指導は出来ませんでしたが、仕事への取り組み方や学校を卒業しても日々自己研鑽に努める勉強は必要だということを指導できたのではないかと思っています。

皆さんも来年度、インターンシップ（企業実習）の問い合わせがありましたら自己研鑽のために、是非受け入れてみてはいかがでしょうか。私もそして補助者も勉強になりました。



インターンシップ、オンライン申請中

報告文**インターンシップ報告書**

沖縄国際大学経済学部経済学科3年次 喜友名 朝 基

- ・実習先：伊波測量登記事務所
- ・実習期間：8月9日(月)～8月20日(金)
- ・実習先の主な事業内容

不動産の表示に関する登記や、土地の境界に関する調査・測量を行う。

- ・実習内容

実習では、コピー等の雑務から専門的な内容の仕事といった幅広い仕事を与えてもらつた。実際に現場に赴き GPS を用いた作業や、境界の測量の際には専用のカメラのような機器を使用し、測量を行い境界の目印である「杭」や「測量鉛」を打ち付ける作業が主な内容であった。その他にも、書類に必要な境界の写真を一か所ずつ撮るなど現場の作業もある一方で、申請に必要な書類の作成と言った事務的な作業なども行った。

- ・実習の結果得たもの・感想

今回「伊波測量登記事務所」で学んだ2週間は、私にとって非常に大きな収穫になった。実習先である、伊波測量登記事務所では個人の財産を扱う業務であるため、それを意識し続けることで毎日、いい緊張感をもって取り組むことができた。またその中で、分からな

いことや、失敗をしてしまったときに上司の意見を素早く素直に仰ぐことで業務はスムーズに進んだ。また、指導者である伊波さんと大城さんは、自分自身の仕事に対して非常に勤勉であり、2週間という短い期間の中でも、仕事への誇りや自信を垣間見ることができた。その姿を見ながら、私自身も与えられた業務を全力で全うすることができた。

2週間というのは短い期間ではあったが、その短い期間を有意義に経過することができた。事前学習で学んだ、電話対応や接客、お茶出しなどは、伊波さんも言っていたように習うものではなく、出来て当たり前であり、常識があればできることである。

私は、事前学習では到底分からぬよう、社会人としての姿勢や緊張感を実際に肌で感じ取れたことが、今回の実習で最も大きな収穫であったと考えます。このように、私が大きな収穫を得られた実習を円滑に行えたのも、伊波さんと大城さんの指導とサポートがあつて、初めて成しえた結果であり、2週間の実習をさせてもらったことに感謝しています。ありがとうございました。

会だより

平成22年度第1回理事会

平成22年4月16日(金) 本会会議室

1. 平成21年度事業報告について
2. 平成21年度決算報告について
3. 平成22年度事業計画（案）及び予算（案）について
4. 本会会長表彰及び他の表彰推薦について
5. 第46回定時総会の提案議案及び運営について
6. その他



第46回定時総会の提案、議案について各部毎の内容を確認し、運営についても役割を決め開催することとなりました。

第46回定期総会

平成22年5月21日(金)
パシフィックホテル沖縄



宮城朝光会長挨拶



執行部役員



会員の皆様



大底 健 八重山支部会員



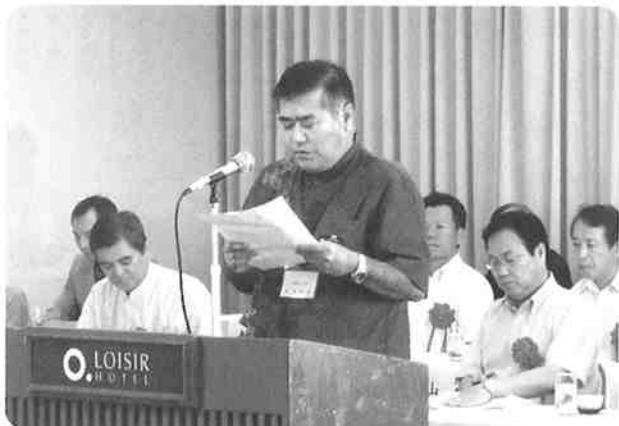
来賓の皆様



那覇地方法務局長表彰 宮城朝光 那覇支部会員

九州ブロック協議会平成22年度定時総会

平成22年6月6日(日)、7日(月)
ロワジールホテル那覇



宮城朝光会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会
平成22年度 定時総会



永井行雄様 那覇地方法務局長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会
平成22年度 定時総会



大星正嗣様 日調連副会長挨拶



西 龍一郎様 九州ブロック協議会会长挨拶

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会
平成22年度 定時総会



玉城デニー様 衆議院議員挨拶



来賓の皆様

九州ブロック協議会平成22年度定時総会

平成22年6月6日(日)、7日(月)

ロワジールホテル那覇



定時総会開催状況



九州ブロック協議会執行部の皆様



九州各県の出席者



九州各県の出席者



下地裕之九州ブロック協議会監事挨拶



金城栄秀沖縄会名誉会長の乾杯

米賀 拓哉
表彰
祝電披露
来賓退場
報告事項

馬場 幸二 様

平成22年度第2回常任理事会

平成22年7月13日(火) 本会会議室

平成22年度第1回支部長会議

平成22年7月13日(火) 本会会議室

1. 各部の事業執行計画について
2. その他



常任理事会



常任理事会



支部長会議



支部長会議

土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度制定50周年記念事業

完全復元伊能

全国巡回フロア展

入場無料

伊能大地图展

7月30日(金)
10:00~17:00
7月31日(土)
9:00~17:00
8月1日(日)
9:00~15:00

中村学園大学体育館

予約不要

入場無料 記念講演

7月31日(日) 13:00~16:30

「境界問題について」

講師 賀金敏明(元東京法務局長)
●質疑応答(2時間)入場無料 **歩測大会**7月31日(土)・8月1日(日)
10:00~12:00

中村学園大学構内 参加賞あります

入場無料 **展示会**7月30日(金)~8月1日(日)
13:00~16:00

古地図・伊能忠敬御用旗等の展示(レプリカ)

ウォーキング大会高校生まで 無料
ウォーキング 10km7月31日(土)・8月1日(日)
8:30~受付・出発 舞鶴公園(福岡市中央区)
ゴール 中村学園大学
参加費 高校生まで無料・一般500円
(社)日本ウォーキング協会九州本部入場無料 **境界と表記登記 無料相談会**7月31日(土)・8月1日(日)
13:00~16:00 場所 中村学園大学 音楽館

2010.7.30 金 ~ 8.1 日

場所 中村学園大学

〒814-0198
福岡市城南区別府5丁目7番1号

TEL 092-741-5780



■地下鉄七隈線 天神南駅から別府駅まで10分。
天神、博多駅から西鉄バスで約20~30分
「中村大学前」下車。

■駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願い致します。

主催 福岡県土地家屋調査士会

<http://www.fukuoka-chousashi.or.jp/>

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目3-4

TEL 092-741-5780



協賛 (社)福岡県公共団体登記土地家屋調査士会
日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会

共催 中村学園大学

<http://www.nakamura-u.ac.jp/>

〒814-0198 福岡市城南区別府5丁目7番1号

TEL 092-851-2531

後援 福岡法務局 国土地理院九州地方測量部
福岡県 福岡市 日本土地家屋調査士会連合会

福岡県土地家屋調査士会

土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度制定
50周年記念事業について

[完全復元伊能大地图展]

平成22年7月30日(金)～8月1日(日)

中村学園大学 体育館



中村学園大学入口にて



会場入口にて歩測大会などで賑わっていた



仲宗根副会長もあまりの大きさに感動中



会場内には一般のお子様連れも多く、今の自宅のある場所を探すのに皆一生懸命でした

福岡県土地家屋調査士会

土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度制定
50周年記念事業について

【記念講演】

平成22年7月31日(土)
中村学園大学 10F大講義室



中村邦夫様 福岡会会长挨拶



寶金敏明氏 元東京法務局長による講演



寶金敏明氏 元東京法務局長による講演

会員の趣味・
特技だより

魚釣りバカ日誌 2



魚釣り愛好家の皆様の情報募集

魚釣りの釣果（ちょうか）を会報へ載せませんか？

宜野湾支部 當原 章夫

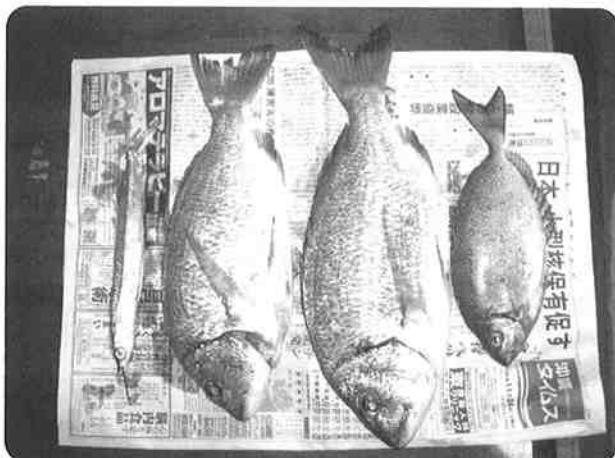
何を原稿として書こうと迷ったが、タバコを一服しながら思考していた。考えてみたら私には釣り（1番）と、菜園（2番）しかしたことがない。取り立てて人様に話せる程のものはない。取りあえず釣りについて少しだけ書こうと思います。釣るポイントの選定について簡略に書きます。写真は最近の釣果です。黒鯛2枚とあとは外道のアイゴ、サヨリです。我々の日々の業務はとにかくストレスの毎日なので、週に1日は釣りへ直行です。場所は名護より北方に行きます。名護より以南はリゾートホテルやビーチとやらで浜辺での釣りは出来ません。名護より以北は静かで車も人もあまりいません。さて本題にはいりましょう。ポイントの選定はまず干潮に合わせて現場に行く。潮の流れはよく見えます。特に雨の日には塩流に少し赤土が混ざり、高所からは道筋がはっきり確認できます。私の釣りは殆んどリーフ内（水深2メートル以内）でやります。経験上魚は同じ所から満潮に合わせて入り、そこから干潮に合わせて出て行く。干潮に合わせて行くのは段々潮がなくなっていくにつれ、海底の凹凸がよく

見えてきます。

海底の凹凸、潮の道、それだけ解れば満ち潮まで撒き餌でもしながら道具の準備です。最後に、大きさかもしれませんのが種の保存の為、産卵期等には釣り上げる魚の枚数も魚種にもよるが、私なりに制限します。魚も限りある資源だと思います。

釣りが好きな方にこの原稿が少しでも役に立てば幸いです。

*外道とは釣る目的の魚以外の魚



平成22年1～2月頃
大宜味村字津波付近の海岸水深1m位にて
(當原会員より会報第38号の掲載に続き今回2回目の原稿が届きました。大変有難うございます。)

編 集 後 記

おめでとう興南高校

沖縄県の大きな夢であった夏の高校野球大会優勝を遂に興南高校が成し遂げ深紅の優勝旗が初めて沖縄へ渡り、春夏連覇の偉業も記憶にあるかと思います。

試合の時間には、業務が手に付かないのは自分だけでなかったでしょう。

ここぞというところで惜しくも敗退し優勝を逃していた沖縄県勢が頂点を極めたのか色々な要因がありますが、まず指導者たる監督の指導力への信頼ではないか。昨今日本の指導者の言動があまりにも軽率であり、無責任さに信頼どころではない。だからこそ諦めず個々の責任において政治に関心を持ち、意見を持たなければ世界の敗北者になるのでは・・・

今回の会報の為、寄稿が多数頂けたことに感謝します。また取材するべきネタの情報もあったのですが次回号のお楽しみとします。

広報部長 伊禮 陸



沖縄県土地家屋調査士会 会報おきなわ NO.42

発行日 平成22年12月25日
編集者 宮城朝光
広報部長 伊禮睦

発行所 沖縄県土地家屋調査士会
那覇市泉崎2-1-4
電話 (098) 834-7599

印刷所 株式会社国際印刷
電話 (098) 857-3385
